

令和4年度沖縄県県外進学大学生奨学金募集要項

1. 趣旨

この奨学金制度は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外進学が困難な県内高等学校等生徒の県外難関大学等への進学を促進し、大学等進学率の改善を図るとともに本県におけるグローバル人材の育成を促進していくため、県外指定大学【別表】への入学及び修学を支援するための奨学金を給付するものである。

2. 採用予定人数及び給付額

(1) 採用予定人数 25人程度

(2) 給付額

種類	給付額	給付時期（目安）
入学支度金	300,000円以内（入学に要する経費の実費相当額）	令和4年度中（入学金納入期間）合格等を確認後、給付を決定した日から2週間以内に給付
月額奨学金	月額70,000円	入学時～卒業時（標準修業年限まで） 年4回給付（5、7、10、1月）

3. 応募資格

次に掲げる要件を全て備えている者

- ①県外指定大学へ入学するための奨学金の給付を受けようとする者であって県内の高等学校等(*1)の在学者若しくは卒業生（卒業して2年を経過していない者に限り、大学等(*2)に在学している者を除く。）
- ②日本国籍を有する者又は別途定める在留資格(*3)を有する者
- ③保護者（保護者がいないときは連帯保証人。）が、原則として、受給期間中継続して本県に住所を有する者
- ④沖縄県医師修学資金又は沖縄県看護師等修学資金等、返還免除規定のある修学資金の貸与を受けない者
- ⑤進学先の大学等を除く他機関(*4)から給付型奨学金を受けない者（留意事項(*5)参照）

(*1)「高等学校等」

高等学校のほか、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程を含みます。

(*2)「大学等」

大学のほか、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程及び高等学校専攻科を含みます。

(*3)「在留資格」

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等が対象となります。詳細については、学校担当者に確認してください。

(*4)「他機関」

進学先の大学、関係機関（大学後援会等）が実施する給付型奨学金は併給可能

ですが、他の自治体・民間団体が実施する給付型奨学金については併給を認めていません。

(*5)「留意事項」

令和2年度から開始されている、大学等における修学の支援に関する法律に規定する学資支給金（日本学生支援機構が実施する給付型奨学金）及び授業料免除（各大学が実施する授業料免除）との関係については、留意事項があります。

【別紙1】をご確認ください。

4. 応募基準

(1) 学習意欲が高く、進学目的が明確で、次の要件を全て満たす者

①出願時までの高等学校等における学習成績の評定平均値が5段階評価で平均値

4.0以上であること

②学習成績が特に優れていると学校長が認める者で、将来、国内外で活動し、沖縄の振興・発展に寄与するリーダーとして活躍することが期待できる者

（なお、卒業後における県内就職を条件とするものではない。）

(2) 応募資格を満たし、家計支持者（父母、又はこれに代わって家計を支えている者）

の前年の収入金額から、必要経費及び特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なる）を差し引いた認定所得金額が、別途定める基準額以下であること（参考資料）。

5. 推薦の手続

学校長は、応募基準を満たすと認められる者について、奨学生願書等を提出させ、審査の上、推薦書等学校が作成する書類を添付して推薦すること。

6. 学校からの提出

受付期間	令和4年8月22日（月）～令和4年9月30日（金）
提出先	沖縄県教育庁教育支援課（奨学金担当窓口） 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

7. 提出書類等

(1) 応募者が高等学校等（過卒者は卒業校）へ提出するもの

★①奨学生願書（様式第1号）→名護高校進路部で配布します。来校日を電話で

②成績証明書

約束し、受け取るようお願いいたします。（担当 関口）

③父及び母、又はこれに代わって家計を支えている者の収入額、所得額、市町村民住民税所得割額を証する公的な書類（令和4年度（令和3年分）の所得証明書でこれらすべての内容が確認できる場合は、それでよく、すべての内容が確認できない場合は課税証明書等を合わせて提出。）

④家族構成を証する住民票謄本（続柄記載。応募者本人と生計を一にする者のうち、住民票謄本に含まれていない者がある場合は、住民票謄本に含まれていない者の住民票（続柄、本籍地及び世帯主の記載）も併せて提出。）

※住民票等は、個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

⑤特別控除を証明する書類

区分	証明書	発行所
高校、大学、高等専門学校又は専修学校の就学者等がいる世帯（県立高等学校を除く）	○在学証明書等	在学している学校等
障害のある人のいる世帯	○障害者手帳（写し）	市町村役所 福祉事務所
長期に療養を要する人のいる世帯 （6ヶ月以上療養が必要な人）	○入・通院証明書又は診断書（原本） （記載内容：療養期間及び通院頻度） ○直近6ヶ月分の医療費等の領収書 （写し）（長期療養費計算書を添付）	病院等
主たる家計支持者が単身赴任している世帯	○家賃等対象経費の領収書（写し） （単身赴任実費計算書を添付）	各支払先
震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	○罹災証明書（写し） ○被害により生じた実費を証明する書類（写し）	市町村役所 福祉事務所等

※家族の状況に応じて、上記以外の追加書類が必要な場合があります。

※各証明書類は、個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

※長期療養又は単身赴任に伴う実費額を対象経費として特別控除する場合は、添付様式により計算書を作成してください（該当者のみ）。

(2) 学校が作成するもの

- ①推薦書
- ②推薦者一覧表
- ③提出書類等確認票

8. 選考方法

書類審査で給付候補者を選考する。

9. 候補者の決定及び通知等

知事は、奨学生願書等の提出のあった者から候補者を決定する。また、候補者のうち県外指定大学の合格者について、選考順位が高い者から予算の範囲内で奨学金給付の奨学生を決定する。

選考結果については、学校長を経て本人に通知する（10月中旬頃）。

10. 奨学金の給付方法・手続

候補者に別途連絡する。

11. （採用後の）進級時の手続

毎年度進級時に奨学生の成績及び家計状況について適格認定を行う。

12. 奨学金の返還について

給付された奨学金については、原則として返還の必要はないが、給付要件を満たさなくなった場合及び次の事項に該当した場合は、給付された奨学金の一部又は全額を返還することになるので注意すること。

- ①入学支度金の実費相当額が給付された奨学金を下回ったとき。
- ②指定した期日までに在学を証明する書類等を提出しないとき。
- ③県外指定大学に入学しないとき。
- ④出願書類に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- ⑤併給が認められていない他の給付型奨学金や授業料免除を本奨学金と重複して受給したとき。
- ⑥その他、奨学金の給付を受ける者として適当でないと知事が認めるとき。

【別表】

県外指定大学一覧

県外指定大学【35大学】			
1	北海道大学	13	早稲田大学
2	東北大学	14	千葉大学
3	筑波大学	15	東京外国語大学
4	東京大学	16	東京芸術大学
5	東京医科歯科大学	17	長岡技術科学大学
6	東京工業大学	18	金沢大学
7	名古屋大学	19	豊橋技術科学大学
8	京都大学	20	京都工芸繊維大学
9	大阪大学	21	岡山大学
10	広島大学	22	熊本大学
11	九州大学	23	国際教養大学
12	慶應義塾大学	24	会津大学
		25	国際基督教大学
		26	芝浦工業大学
		27	上智大学
		28	東洋大学
		29	法政大学
		30	明治大学
		31	立教大学
		32	創価大学
		33	立命館大学
		34	関西学院大学
		35	立命館アジア太平洋大学

※ 県外指定大学は、文部科学省が指定するスーパーグローバル大学のうち、大学院大学の奈良先端科学技術大学院大学及び国際大学を除いたものである。

※この表に定める県外指定大学において設置される学部のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第86条の規定に基づき設置される「夜間において授業を行う学部」及び「通信による教育を行う学部」を除く全ての学部を給付対象学部とする。

【別紙1】

大学等における修学の支援に関する法律に規定する学資支給金及び授業料免除との関係

令和2年度から、国の新しい給付型奨学金と授業料減免制度（以下「国の修学支援新制度」といいます。）がスタートし、給付型奨学金に加え、入学金や授業料を減免する制度となっています。

国の修学支援新制度は、広く全国的に実施されるものであり、また場合によっては沖縄県外進学大学生奨学金（以下「県奨学金」といいます。）以上の支援が受けられることから、以下のとおり取り扱うこととしますので、ご注意ください。

1. 県奨学金と国の修学支援新制度の両方に応募することは可能ですが、国の支援制度を選択することを決めた場合には、速やかに県奨学金の辞退の手続きを行ってください。

また、入学時に県奨学金の奨学生として採用されている場合、下記2～4の取扱いを可能とします。

2. 県奨学金を受けている場合でも、経済状況の変化等によって国の修学支援新制度の支援を受けた方が有利になる等の場合に、国の修学支援新制度に申請し、認められればその支援を受けることを可能とします。
3. 県奨学金の受給者が国の修学支援新制度の支援（給付型奨学金及び授業料の減免の両方又はいずれか）を受ける間、県奨学金は「停止」します。（同時期に重複しての受給はできません。）
4. 上記2～3で一時的に国の支援を受けた後、経済状況の変化等の理由により県奨学金が有利となった場合には、国の支援を停止した上で、再び県奨学金を受けること（再開）も可能とします。
（県奨学金の給付要件を満たすことや事前の確認手続が必要です。）

※次ページに県奨学金と国の修学支援新制度の主な相違点について資料がありますので、選択する際の参考にしてください。